

3 前項の場合においては、第一項の同意は、その指定しようとする官職及び委任しようとする事務の範囲についてあれば足りる。

4 国の行政機関の長は、法第四十九条の規定により当該国の行政機関所屬の職員に官民競争入札又は民間競争入札に関する事務を委任したときは、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(平成十八年七月七日)から施行する。

(内閣府本府組織令の一部改正)

2 内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号マを同号ケとし、同号ツからヤまでを同号ネからマまでとし、同号ソ中「トからレまで」を「チからソまで」に改め、同号ソを同号ツとし、同号ヘからレまでを同号トからソまでとし、同号ホの次に次のように加える。

へ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)第七條第一項に規定する公共サービス改革基本方針の策定に関する事。

内閣総理大臣 小泉純一郎

官民競争入札等監理委員会令をここに公布す

御 名 御 璽

平成十八年七月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百二十九号

官民競争入札等監理委員会令

内閣は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)第四十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

(部 会)

第一条 官民競争入札等監理委員会(以下「委員会」という。)は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議 事)

第二条 委員会は、委員の過半数が出席しなければならない、会議を開き、議決することができる。

(事務局長)

第四条 委員会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

(参事官)

第五条 委員会の事務局に、参事官四人(うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

2 参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の調査審議に参画する。

(事務局の内部組織の細目)

第六条 前二條に定めるもののほか、委員会の事務局の内部組織の細目は、内閣府令で定める。

(委員会の運営)

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附 則

この政令は、法の施行の日(平成十八年七月七日)から施行する。

内閣総理大臣 小泉純一郎

府 令

○内閣府令第七十一号

官民競争入札等監理委員会令(平成十八年政令第二百二十九号)第六條の規定に基づき、官民競争入札等監理委員会事務局組織規則を次のように定める。

平成十八年七月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

官民競争入札等監理委員会事務局組織規則

1 官民競争入札等監理委員会の事務局に、企画官一人を置く。

2 企画官は、命を受けて、局務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

附 則

この府令は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の施行の日(平成十八年七月七日)から施行する。

省 令

○総務省令第九十八号

総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)及び総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年七月五日

総務大臣 竹中 平蔵

総務省組織規則(平成十三年総務省令第一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「十一人」を「十人」に、同条第三項中「十人」を「九人」に改める。

附 則

この省令は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の施行の日から施行する。

○財務省令第四十九号

国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「スロベニア」の下に、「セルビア」を加え、「セルビア・モンテネグロ」を「モンテネグロ」に改める。

平成十八年七月五日

財務大臣 谷垣 禎一

国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令

○農林水産省令第六十三号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年七月五日

農林水産大臣 中川 昭一

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表二の附表第三十四中「ふじ種」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。